

災害による被災者に対する 町税等の減免について (お知らせ)

このことにつきまして、町税等に減免他特例がありますのでお知らせいたします。
なお、適用等の詳細につきましては、各担当までお問い合わせ下さい。

記

① 町県民税

被災により住宅又は家財に生じた損害額（損害保険より補填されるべき額を除く。）がその住宅又は家財の価格の3/10以上である場合、所得・損害の割合に応じて町県民税が減免又は免除されます。

② 固定資産税（土地）

被災した土地（農地・宅地等）について、災害により利用できなくなった面積が全体の2/10以上である場合、被災した面積の割合に応じてその土地にかかる固定資産税が減免又は免除されます。

③ 固定資産税（家屋）

被災した家屋について、損害の額が住宅の価格の2/10以上である場合、損害の割合に応じてその家屋にかかる固定資産税が減免又は免除されます。

④ 国民健康保険税

被災により住宅又は家財に生じた損害額（損害保険より補填されるべき額を除く。）が、その住宅又は家財の価格の3/10以上である場合、所得・損害の割合に応じて健康保険税が減免、保険料の納期限の延長等を行っています。

⑤ 後期高齢保険料

後期高齢者医療制度においては、特別な事情がある被保険者に対し、一部負担金と保険料の減免、保険料の納期限の延長等を行っています。

⑥ 介護保険料

被災により住宅又は家財に生じた損害額（損害保険より補填されるべき額を除く。）が、その住宅又は家財の価格の3/10以上である場合、所得・損害の割合に応じて介護保険料の徴収が、一定期間猶予されます。

【お問い合わせ先】 高森町役場 電話番号0967-62-1111(代)

・ 町県民税	税務課税務係	内線165・166
・ 固定資産税	税務課固定資産係	内線164
・ 国民健康保険税・後期高齢保険料	健康推進課国民健康保険係	内線127・128
・ 介護保険料	健康推進課介護保険係	内線126・128